

# 八丈町農業委員会

## 第9回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。  
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については で消しています。

令和元年12月20日(金)

八丈町役場大会議室

1.開催日時：令和元年12月20日(金) 15:00～17:00

2.場 所：八丈町役場大会議室

3.農業委員出席：13名

会長	14	沖山 慶孝	委員	6	浅沼 實
会長職務代理者	13	浅沼 博之	〃	7	菊池 家司(欠席)
委員	1	磯崎 正	〃	8	大澤 正雄
〃	2	伊勢崎 武二	〃	9	菊池 勝男
〃	3	菊池 國仁	〃	10	奥山 完己
〃	4	菊池 寛	〃	11	青木 保憲
〃	5	磯崎 典雄	〃	12	沖山 宗春

4.農業委員欠席：1名

5.農地利用最適化推進委員出席：7名

委員	1	菊池 睦男	委員	5	浅沼 隆章
〃	2	加藤 純生	〃	6	浅沼 孝教
〃	3	笹本 守彦	〃	7	奥山 利平
〃	4	西條 忍			

6.農地利用最適化推進委員欠席：0名

7. 会議録署名委員の指名： 8番 大澤 正雄委員、9番 菊池 勝男委員

8.議事

会議日程

- 1) 会長活動報告
- 2) 事務局長活動報告
- 3) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)
- 4) 議案第2号 八丈町農業振興地域整備計画案の意見について
- 5) 議案第3号 農地法第3条第2項第5号の別断面積の設定について

9.出席事務局職員：事務局長 沖山 昇、次長 金川 智亜樹、事務局 笹本 大祐  
事務局 廣瀬 悠志 大宮 晴香

10. 農業委員会等に関する法律第39条による出席者：3名

八丈支庁産業課農務担当 課長代理 坂田 ひとみ  
八丈支庁産業課農務担当 主任 飯田 将行  
島しょ農林水産総合センター八丈事業所主任改良普及員 小林 和郎

11. 傍聴人：0名

[ 会議内容 ]

議長 それでは時間となりましたので第9回総会を開催いたします。それでは本日の会議録署名委員ですが8番委員・9番委員をお願いします。次に会長活動報告を行います。

会長 会長活動報告

議長 次に事務局長活動報告をお願いします。

事務局長 <事務局長活動報告>

議長 それでは議件の方に移って参ります。議案第1号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）を上程いたします。事務局説明願います。

事務局 議案第1号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和元年12月20日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1 農地の所在 大字 番 登記 山林 現況 畑 農振区分 農振内  
面積8,118.00平方メートル

農地の所在 大字 番 登記 山林 現況 畑 農振区分 農振外  
面積706.00平方メートル

農地の所在 大字 番 登記 山林 現況 畑 農振区分 農用内  
面積3,056.00平方メートル

合計筆数3筆となり合計面積は11,880.00平方メートルとなります。内容といたしましては、新規での設定取扱いとなります。

利用権を設定する者 利用権の設定を受ける者

利用目的は鉢物です。

設定期間は令和2年1月1日から5年間の設定ですので満了日は、令和6年12月31日となります。年間賃借料は無償となっております。

続いて、

番号2農地の所在 大字 番 登記 畑 現況 畑 農振区分 農振外  
面積698.00平方メートル

内容としたしましては、新規での設定取扱いとなります。

利用権を設定する者 利用権の設定を受ける者

利用目的は切り花です。

設定期間は令和2年1月1日から15年間の設定ですので満了日は、令和16年12月31日  
となります。年間賃借料は30,000円となっております。

番号1 農地の場所、順路等の説明をいたしますので番号1 農地の対象地域広域図  
をご覧ください。

【番号1 申請地説明】

続いて、番号2農地の場所、順路等の説明をいたしますので番号2農地の対象地域広域図をご  
覧ください。

【番号2 申請地説明】

続いて、番号3農地の場所、順路等の説明をいたしますので番号2農地の対象地域広域図をご  
覧ください。

【番号3 申請地説明】

最後に許可要件ですが、

番号1の さんについては、全部効率利用、常時従事については認定農業者ですので問  
題ありません。この農地は以前、 さんの父親が さんより利用権設定を受けておりまし  
たが、父親がお亡くなりになられた関係で、息子の さんが新たに利用権設定を受けること  
となります。

農地 については、鉢物を中心に取り組む計画です。農地 については、原生林を育成し挿し  
木等に利用する計画となります。農地 については、ネットを張り口への栽培を計画してあり  
ます。

番号2の さんについては、全部効率利用、常時従事については認定農業者ですので問  
題ありません。申請地については、現在遊休化している状況ですが、これから開墾をして、ユ  
リ等の切り花を栽培していく計画となっております。

説明は以上となります。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。それでは農地につきまして、推進委員と農業委員から補足説明がござ  
いましたら意見とともに伺って参りたいと思いますので、番号1農地に関しまして、推進委員  
1番から意見を伺いたしたいと思います。1番推進委員お願ひします。

推進委員1番 父親の さんが使用していた畑を息子の さんが引き継いで行うということで問題ない

と思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 続きまして、農業委員からの意見を伺いたいと思います。4番委員お願いします。

農業委員4番 さんについては、まだ年齢も若く将来を期待できる農業者であり、亡くなられた父親の  
さんの後を引き継ぐということで問題無いと思われまので、よろしくお願いいたします  
す。

議長 それでは、番号2農地に関しまして、推進委員5番から意見を伺いたいと思います。5番推進  
委員お願いします。

推進委員5番 対象の農地については、現在遊休化していますが、今後整備すれば問題ないと思われまので  
でよろしくお願いいたします。

議長 続きまして、農業委員からの意見伺いたいと思います5番委員お願いします。

農業委員5番 現在遊休化している土地ではありますが、整備すれば問題ないと思います。  
また利用権を設定する さんとお話ししましたが、遊休化している畑を利用してもらえる  
と大変喜んでおられましたので、ぜひよろしくお願いいたします。

議長 はい。ではほかにご意見等ございましたら伺って参りますがいかがでしょうか。  
...無いようでしたら議案第1号1番・2番に関しまして、承認することにご異議ございませ  
んか

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第1号1番・2番については承認することに決しました。

議長 それでは続きまして、議案第2号 八丈町農業振興地域整備計画案の意見について上程  
いたします。事務局説明願います。

事務局 議案第2号、八丈町農業振興地域整備計画案の意見について、事務局より説明いたします。  
本日お配りした資料をご覧ください。  
東京都が行う大里地区砂防工事の関係で、今回農振農用地の除外の申請が八丈支庁土木課より  
ございました。

申請地 大字 ・ 所有者 ・ 地目 畑  
面積 1,319平方メートルの内389.31平方メートル  
申請地 大字 ・ 所有者 ・ 地目 山林  
面積 854平方メートル  
申請地 大字 ・ 所有者 ・ 地目 山林

面積 169平方メートル  
申請地 大字 ・ 所有者 ・ 地目 畑  
面積 1,884平方メートル  
申請地 大字 ・ 所有者 ・ 地目 山林  
面積 875平方メートルのうち630.71平方メートル  
申請地 大字 ・ 所有者 ・ 地目 畑  
面積 1,174平方メートル  
申請地 大字 ・ 所有者 ・ 地目 山林  
面積 5,573平方メートルのうち807.72平方メートル  
申請地 大字 ・ 所有者 ・ 地目 山林  
面積 984平方メートルのうち140.95平方メートル  
申請地 大字 ・ 所有者 ・ 地目 畑  
面積 916平方メートル  
申請地 大字 ・ 所有者 ・ 地目 山林  
面積 220平方メートル  
申請地 大字 ・ 所有者 ・ 地目 畑  
面積 580平方メートル  
申請地 大字 ・ 所有者 ・ 地目 山林  
面積 762平方メートルのうち484.42平方メートル  
申請地 大字 ・ 所有者 ・ 地目 畑  
面積 1,037平方メートルのうち838.16平方メートル  
申請地 大字 ・ 所有者 ・ 地目 山林  
面積 2,452平方メートルのうち42.88平方メートル  
申請地 大字 ・ 所有者 ・ 地目 畑  
面積 1,026平方メートル  
申請地 大字 ・ 所有者 ・ 地目 畑  
面積 1,178平方メートルのうち1,161.04平方メートル  
申請地 大字 ・ 所有者 ・ 地目 山林  
面積 80平方メートル  
申請地 大字 ・ 所有者 ・ 地目 山林  
面積 9,050平方メートルのうち1,906.37平方メートル  
申請地 大字 ・ 所有者 ・ 地目 畑  
面積 5,572平方メートルのうち143.44平方メートル  
合計 13,448.00平方メートル

理由についてですが、公共事業による砂防指定地に指定した土地の用地買収を行うためであり、除外面積は合計で13,448.00平方メートルとなります。

続いて申請地の場所について、資料をさらに1枚めくっていただきますと申請地と近隣図が綴られているかと思いますのでご確認ください。

農振農用地の除外にあたり、農業委員会さま、農協さま、農業振興地域協議会の委員の方より意見をいただくことになっておりますので、本総会において農業委員会さまのご意見をいただければと思います。

事務局からの説明は以上です。

議長 はい。事務局説明が終わりました。ご意見とご質問をお受けいたしますが、いかがでしょうか。  
...無いようでしたら議案第2号を了承することにご異議ございませんか

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第2号については了承することに決しました。

議長 それでは続きまして、議案第3号 農地法第3条第2項第5号の別断面積の設定について上程いたします。事務局説明願います。

事務局 議案第3号 農地法第3条第2項第5号の別断面積の設定について、上記議案を提出する。  
令和元年12月20日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝  
別紙のとおり、本件については農林水産省の通知に基づき、設定または修正の必要を検討することとされているため提出する。  
本件につきましては、前回総会の協議において、説明させていただきましたので、今回は簡単にご説明させていただきます。資料をご覧ください。  
「農業委員会の適正な事務実施について」が平成22年12月22日付で一部改正され、農業委員会は農地法第3条第2項第5号の下限面積の設定又は修正の必要性について検討し、その結果を公表することとされています。  
このため、下限面積（別段の面積）の設定について提案いたします。  
農地法施行規則第20条第2項の適用について、方針としましては現行の下限面積（別段の面積）1アールの継続を実施します。理由としましては耕作放棄地解消が進んではいるものの、今後も継続して新規就農を促進する必要があり、少しでも農業に興味のある人材が就農でき、担い手の拡充を図る環境を整備するためであります。  
簡単ではございますが、事務局からの説明は以上となります。

議長 はい。事務局説明が終わりました。ご意見とご質問をお受けいたしますが、いかがでしょうか。  
...無いようでしたら議案第3号を承認することにご異議ございませんか

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第3号については承認することに決しました。